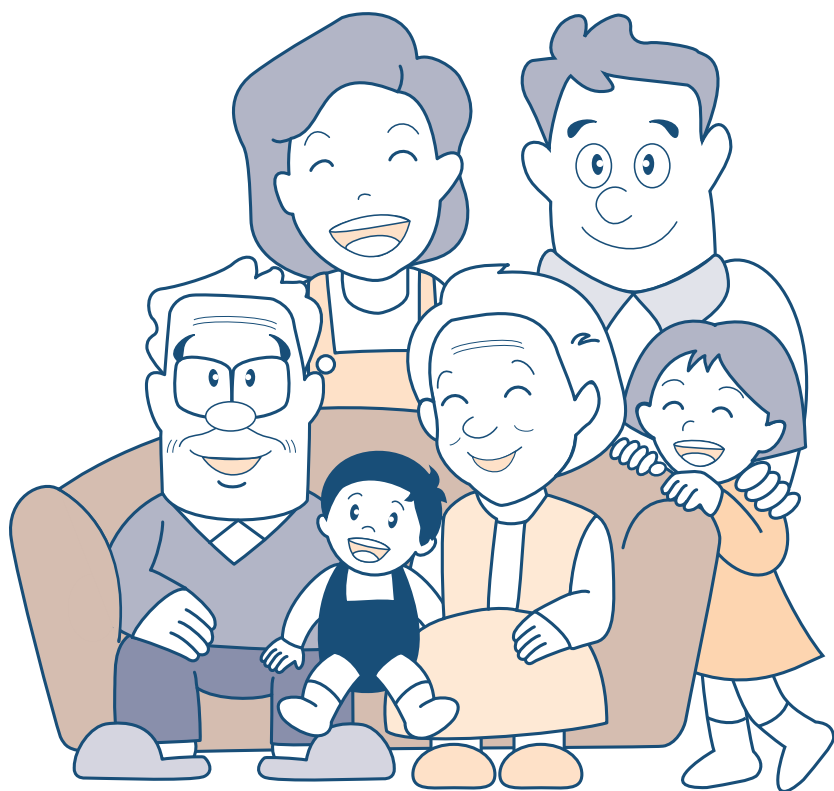


緊急通報システムの手引



仙 台 市

高齢の方やからだの不自由な方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができる社会を実現することは、大きな願いです。

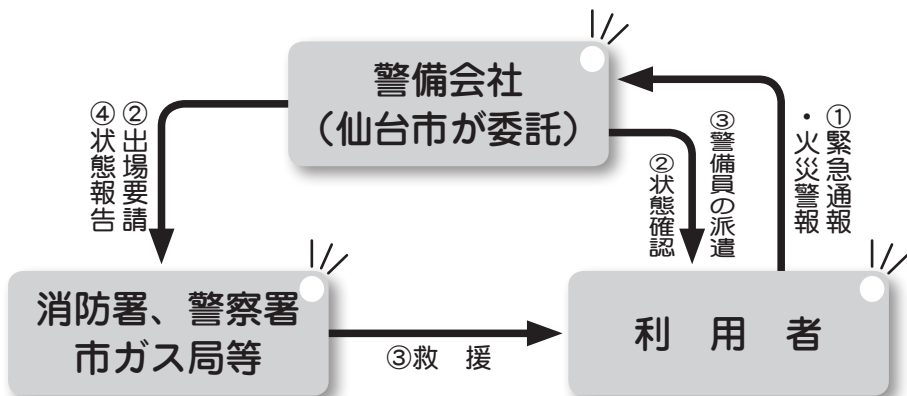
緊急通報システムは、ひとりぐらしの高齢者の方やからだの不自由な方などが、日常生活における不安を解消し、ご自宅で安心して暮らしていただけるよう、支援することを目的とした事業です。

具体的な内容等については、次ページ以降をご覧ください。

目 次

1	緊急通報システムのしくみ	1
2	緊急通報システムの利用者負担	2
3	利用の方法	3
4	有料オプションのご案内	6
5	緊急時等の連絡先	8

1. 緊急通報システムのしくみ



1

利用者の方が緊急(非常)ボタンを押したとき、又は火災センサー等が火災等を感知したとき、自動的に警備会社に通報されます。

2

通報を受けた警備会社では、電話で利用者の状態を確認します。なお、火災警報又は緊急を要する場合には、ただちに消防車、救急車等の出場を要請します。

3

警備員は、事前にお預かりしている合鍵を持って利用者宅に伺い、利用者の状態を確認します。消防署等の関係機関が、救援活動を開始します。

4

警備員は、利用者の状態を警備会社へ報告し、状況によっては、消防署、警察署等へ報告します。あわせて、利用者の親族等へ連絡します。
警備員は、対応の結果を警備会社へ報告するとともに、利用者の入院等により住居が無人となる場合には、火の元の始末、戸締り等を行います。

2. 緊急通報システムの利用者負担

①緊急通報用の機器の貸与及び設置に関する費用

無料(設置費用については、緊急通報用の機器の設置に一般的に必要と認められる費用のみ)

②電話回線の利用に関する費用

電話の契約に係る費用及び通話料(通信料)は利用者の負担になります。

※光回線やIP電話(一部の回線を除く)にも対応しています。

③月額利用料

警備員方式：535円(税込)

※ただし、介護保険料所得段階が第一段階・第二段階の方や、介護保険料の減免制度の対象となる方は無料となります。

④合鍵作製費用

利用者への緊急対応時に警備会社において使用するため、利用者の負担によりご自宅の合鍵を作製いただき、警備会社に預けていただきます。

(その他)緊急通報用の機器の弁償について

貸与を受けた緊急通報用の機器を、利用者又は同居する方の故意又は過失によりこわしたり、なくしたりした場合の修理費用や新たな通報機器の調達に要する費用は、原則として利用者の負担となります。

3. 利用の方法

(1)急に具合が悪くなった、火災が起きたなど、もしものときは

1

緊急に助けが必要なときは、緊急(非常)ボタンを押して下さい。自動的に警備会社へ通報されます。

2

警備会社が利用者の状態を確認するため、通報装置を通して呼びかけますので、返事ができる場合は通報装置に向かって話して下さい。

3

火災警報又は緊急を要する場合には、ただちに消防車や救急車が駆けつけます。また、必要に応じて警備員が駆けつけます。

- 火災の場合は、消防車がすぐに駆けつけますので、安全な場所へ避難して下さい。
- ガスもれの場合は、落ち着いて次のように行動して下さい。

1)窓や戸を大きくあけます。

2)器具せん、ガスせん、メーターコックを閉めます。

注意：火気は絶対に使わないでください。また、静電気やスイッチ操作の火花も着火源となりますので、電気器具のスイッチにも手を触れないでください。

(2)誤って緊急ボタンを押したときには

警備会社から通報装置を通して呼びかけられたら、「間違いました」と答えていただき、警備会社の指示に従って下さい。

☆ 注意事項

- ①通報装置のプラグがコンセント(差し込み)に常に接続されているか確認して下さい。
- ②ペンダントは屋外では使用できませんので、持ち出さないで下さい。
- ③誤作動する可能性があるため、ガスセンサー付近で殺虫剤やヘアスプレー等を使用しないで下さい。
- ④電話回線が停電や災害などのため使用できない場合は、緊急通報システムも通報ができません。
- ⑤通報機器の点検等のため、警備会社の社員、仙台市防災安全協会の職員がご自宅に伺う場合があります。

こんな時には各区役所・宮城総合支所障害高齢課まで連絡をお願いします(P.8参照)

- ①緊急連絡先の住所等の登録事項が変わったとき
 - ②旅行や入院などで、長い間、留守にするとき
また、帰宅されたとき
 - ③引越しや施設への入所、利用者様の死亡などにより、緊急通報システムの利用をやめるとき(通報機器は、利用終了後に返却いただきます)
- ※緊急通報システムの利用をやめる際は、1か月前までにご連絡ください。(すぐに手配がとれない場合があります)

こんな時には警備会社まで連絡をお願いします

警備会社：総合警備保障株式会社宮城支社

(平日9時30分～18時まで)716-2701

総合警備保障株式会社東日本ガードセンター

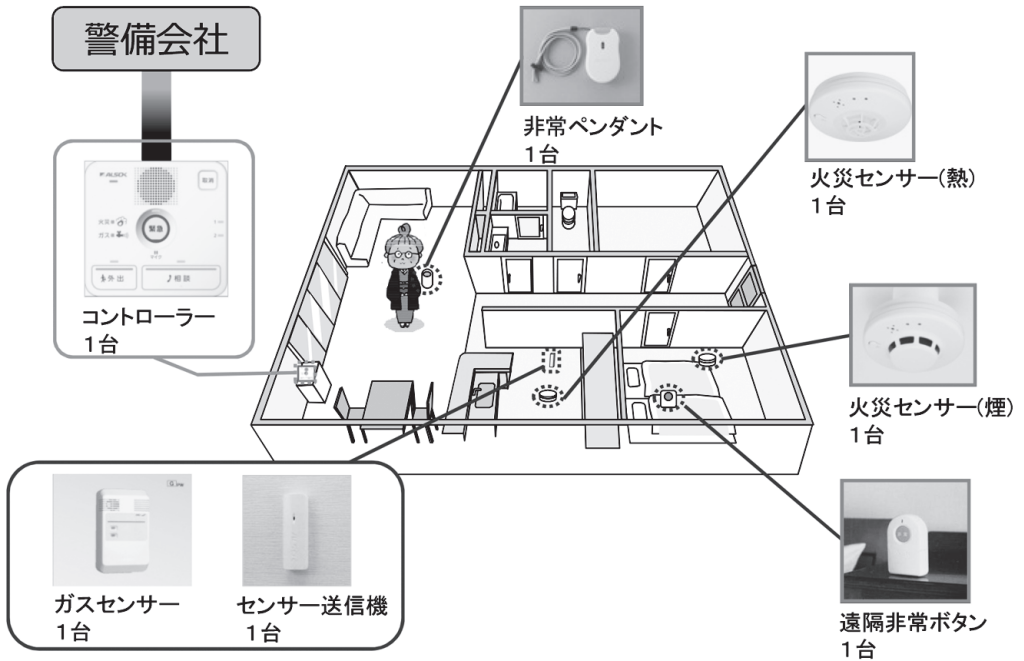
(上記以外の時間帯及び土日祝日、年末年始)

0120-86-2413(フリーダイヤル)







※お電話いただく際は、「仙台市の緊急通報システムを利用しています。」とお伝えください。

- ①ペンダントをなくしたとき
- ②通報装置のコンセントを抜くとき
- ③固定電話機の交換、工事のとき

緊急通報システムのしくみ



周辺機器とそのはたらき

非常		火災		ガス漏れ	
					
《非常ペンダント》	《遠隔非常ボタン》	《火災センサー》 (煙式)	《火災センサー》 (熱式)	《ガスセンサー》	《センサー送信機》
携帯可能な非常ペンダントです。お体の具合が悪くなったときなどに押すと通報されます。	寝室などで使用する据付タイプの非常ボタンです。お体の具合が悪くなったときなどに押すと通報されます。	寝室などの天井に設置します。煙の発生を感知します。 ※住宅用火災警報器対応	台所の天井に設置します。周囲の温度が一定以上に上昇すると感知します。 ※住宅用火災警報器対応	台所にセンサー送信機とセットで設置します。ガス漏れを感知します。 ※都市ガス用とLPガス用があります。	ガスセンサーとセットで使用し、センサーの情報を主装置へ無線で送信します。

4. 有料オプションのご案内

仙台市の緊急通報システムをご利用いただく方は、ご希望に応じ警備会社(総合警備保障(株))と直接契約を結ぶことで、次のオプション機器を有料でご利用いただくことができます。

ご利用を希望される方は、緊急通報システムの利用を申請される時にお知らせください。

※緊急通報システムを設置した後で、有料オプションを追加で申し込みいただくことも可能です。

有料オプション① 迷惑電話撃退装置



「トピラフォン」

固定電話への番号非通知の着信や、警察等が作成した迷惑電話の番号台帳に掲載されている電話番号からの着信を、自動で拒否する装置です。

月額料金：300円(税別)(1年目の料金は下記機器代金に含まれます)

機器代金：10,000円(税別) 設置代料：6,000円(税別)

有料オプション② 家の中で長時間動きが無い場合に自動で通報



「ライフリズムセンサー」

トイレのドアなど、毎日の生活で開け閉めするドアに設置するセンサーです。一定時間ドアが開閉されなければ、自動的に異常と判断して警備会社に通報が行われます。

月額料金：2,600円(税別)

工事費用：15,000円(税別)

有料オプション③ 固定電話を設置していない方へ



「無線式本体機器」

固定回線のない住宅でも、緊急通報システムをお使いいただける装置です。通常の有線式本体機器(右図)に代えて設置します。



月額料金：6,000円(税別)

工事費用：30,000円(税別)

有料オプションについての注意点

- このお知らせに掲載している料金等は、令和5年4月1日現在のものであります。料金等は今後変更となる場合があります。
- 有料オプションは、緊急通報システムの利用者様の希望に応じ利用いただくものです。
- 有料オプションの利用契約は、総合警備保障(株)と利用者間での直接契約となります。
- 有料オプションの利用には、緊急通報システムの月額利用料(535円)に加え、各オプションにかかる利用料や工事費用などが掛かります。利用料や工事費用は、緊急通報システムの利用者の負担となります。
- 利用者様宅の環境(電話回線の状況等)によっては、有料オプションを設置できない場合があります。
- 有料オプションの内容や価格について、詳しくは緊急通報システムの機器を提供する総合警備保障(株)宮城支社までお問い合わせください。(P.9参照)

5. 緊急時等の連絡先

☆ 緊急事態(救急、火災、ガス漏れ等)の場合の連絡先

関係機関	住所	電話番号
消 防	青葉区堤通雨宮町 2 - 15	1 1 9
警 察	区	1 1 0
仙台市ガス局	宮城野区幸町 5 丁目 13 - 1	256 - 2111
ガス販売会社	区	-

☆ 登録事項変更の連絡、その他福祉に関するご相談は

関係機関	住所	電話番号
青葉区役所障害高齢課	青葉区上杉 1 丁目 5 - 1	225 - 7211
宮城総合支所障害高齢課	青葉区下愛子字観音堂 5	392 - 2111
宮城野区役所障害高齢課	宮城野区五輪 2 丁目 12 - 35	291 - 2111
若林区役所障害高齢課	若林区保春院前丁 3 - 1	282 - 1111
太白区役所障害高齢課	太白区長町南 3 丁目 1 - 15	247 - 1111
泉区役所障害高齢課	泉区泉中央 2 丁目 1 - 1	372 - 3111

☆ 緊急通報システムの制度についてのお問い合わせ先

健康福祉局高齢企画課	青葉区国分町 3 丁目 7 - 1	214 - 8168
------------	-------------------	------------

☆ 警備会社の連絡先

名 称	電話番号
総合警備保障(株)宮城支社 (平日 9時30分～18時まで)	716-2701
総合警備保障(株)東日本ガードセンター (上記以外の時間帯 及び土日祝日、年末年始)	0120-86-2413 (フリーダイヤル)

※お電話いただく際は、「仙台市の緊急通報システムを利用して
います。」とお伝えください。

☆ 親類等の連絡先

氏 名	住 所	電話番号

☆ 通院している病院の連絡先

氏 名	所 在 地	電話番号



発行 仙台市健康福祉局高齢企画課・障害者支援課

令和5年4月

お名前

※この冊子は再生紙を使用しています。